

# Living Information



## 科



問は問い合わせ先です

### 市民課からのお知らせ

福祉プラザ「やまぶき」を  
ご利用ください！

一般利用（有料）や障害を持つ方の交流、各種社会福祉活動などにご利用ください。（減免制度あり）

○利用時間 8時30分～21時まで  
(土・日・祝も利用できます)

○ふれあい室 集会、会議などにご利用ください。

○陶芸工房 電気窯、土練機、ろくろなど各種陶芸機器がそろえています。

○申込・問い合わせ 福祉プラザやまぶき 261-2243

○福祉者定例相談会を  
実施しています

●対象 知的、身体に障害がある方またはその家族や友人など

●相談内容 どんなさいなことでも相談に応じます。

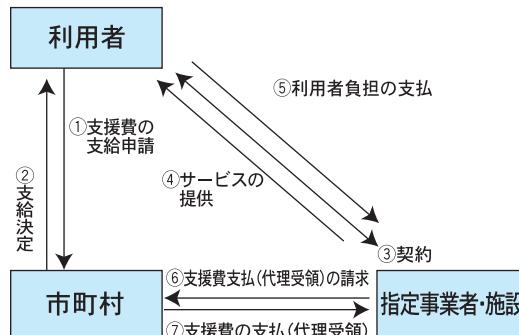
●相談日時 毎月第2、第4水曜日 13時～15時

●問い合わせ先 福祉事務所社会福祉係 221-1400

### 平成15年4月から 「支援費制度」がスタートします

支援費制度は、ノーマライゼーション（障害のある人が障害のない人と同等地に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざす考え方）理念のもと、障害のある方が自ら決定することを尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供するための制度です。障害のある人に対する福祉サービスは、いままでは市町村が決めていた「措置制度」でしたが、

### ◆支援費制度のしくみ◆



### ◆支援費制度の対象となるサービス◆

身体障害者	知的障害者	障害児
・更正施設	・更正施設	・ホームヘルプ
・療護施設	・授産施設（小規模は除く）	・デイサービス
・授産施設（小規模は除く）	・通勤寮	・ショートステイ
・ホームヘルプ	・ホームヘルプ	
・デイサービス	・デイサービス	
・ショートステイ	・ショートステイ	
		・グループホーム

※上記以外のサービスは、従来通りに行われます。

平成15年4月からは利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」となります。  
● 申し込み手続き 平成14年10月以降随時受け付けいたします。  
● 問い合わせ（手続き先） 平成14年10月以降随時受け付けいたします。  
白石市総合福祉センター内  
福祉事務所社会福祉係 221-1400

● 悩みや苦情はまず相談を  
行政相談は、国をはじめ県や市などの行政機関、金融公庫、道路公団、NTT、JRなどの仕事について、皆様が持つている苦情、意見、要望などの相談に応じて、その解決や実現のお手伝いをするものです。

行政相談委員は、いつでも自宅で皆様の相談に応じていますが、期間中は行政相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は守ります。

● 特設会場

● 日時

10月21日（月）

13時30分～15時30分

● 場所

白石市越河公民館

● 行政相談委員

・猪股三郎氏

・山口貞子氏

・白石市郡山字荒屋敷12-8

・白石市八幡町3-6

● 生活環境課

☎ 221-1314

● 月

10月

21日

13時～15時

30分～30分

● 支給月です！

今月

4日

9月

までの

4ヶ月

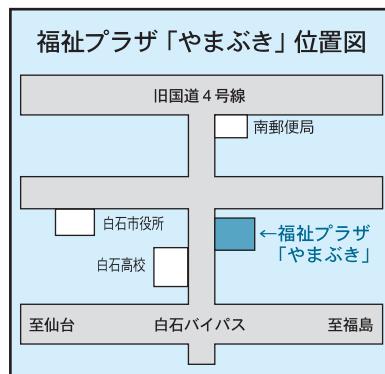
分の

児童手当が

振り込みになります。

ください。

なお、現況届未提出の方は、振り込みになりません。至急手続きされますようお願いいたします。



● 福祉プラザ「やまぶき」位置図  
● 申込・問い合わせ 福祉事務所社会福祉係 221-1400